|                  |      | 事後審査   | 型制限付一般競争入札 (業務委託) 紙入札公告【共通事項・旭区役所】  |  |  |
|------------------|------|--|---|--|--|
| 1. 入札参加資<br>格    | (1)  | 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿(物品供給等・業務委託)に当該案件に応じた種目で登録されていること      |   |  |  |
|                  | (2)  | 1)   | 公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること  |  |  |
|                  |      | 2  | 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること   |  |  |
|                  |      | 3  | 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと   |  |  |
|                  |      |  | 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと   |  |  |
|                  | (3)  | 入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。                           |   |  |  |
|                  | (4)  | 入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者に<br>ついては行わない。 |   |  |  |
|                  | (5)  |  | 『資格審査資料(以下「資格審査資料」という。)の提出の必要がある案件については、本市の指<br>開限までに、公告本文に定める資格審査資料を提出できること。   |  |  |
|                  | (1)  | 入札は所定の入札書を指定の入札箱に投入することにより行う。郵便等は認めない。                       |   |  |  |
| 2. 入札参加手<br>続き等  | (2)  | 入札の辞退<br>入札書提出後の辞退は認めない。                                     |   |  |  |
|                  | (3)  | 入札予定価格・入札参加者<br>落札者決定後に本市ホームページにて公表する。                       |   |  |  |
|                  | (4)  | 仕様書等の取得方法<br>公告本文にて定める。                                      |   |  |  |
|                  | (5)  | 仕様書等に対する質問<br>質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。                       |   |  |  |
|                  | (6)  | 上記(1)~(5)によらない場合は、公告本文に定める。                                  |   |  |  |
|                  | 当該入村 | Lに参加し  | ようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。   |  |  |
| 3. 関係会社の<br>参加制限 |      | 資本関係   |   |  |  |
|                  | (1)  | 以下のい   | vずれかに該当する2者の場合  |  |  |
|                  |      | 1  | 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等<br>(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合   |  |  |
|                  |      | 2  | 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合  |  |  |
|                  | (2)  | 人的関係   |   |  |  |
|                  |      | 2号に規   | <ul><li>いずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第<br/>見定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続<br/>上等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。</li></ul> |  |  |
|                  |      | 1  | 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社<br>(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれ<br>らに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合                             |  |  |
|                  |      | 2  | 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の<br>規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合   |  |  |
|                  |      | 3  | 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合  |  |  |
|                  |      | 以下のい   | <b>いずれかに該当する2者の場合</b>   |  |  |
|                  | -    | -  |   |  |  |

| ② -   | 組合とその組合員  |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|
|   |   |  |  |  |  |
| (3)   | 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合  |  |  |  |  |
| (3) 3 4   | 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、<br>本店又は受任者を設けている場合の支店(営業所を含む)の所在地が、同一場所である場合  |  |  |  |  |
|   | ー方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である<br>場合   |  |  |  |  |
| 5 -   | 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合  |  |  |  |  |
| (4) その他の  | 入札の適正さが阻害されると認められる場合  |  |  |  |  |
|   | 入札日時・場所は公告本文に定める。開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。   |  |  |  |  |
| 4. 入札の方法<br>等 (2) 入札参加  | 入札参加者がない場合は、当該入札を取り止める。   |  |  |  |  |
| 入札書の  | 提出  |  |  |  |  |
|   | 入札書は、紙により、入札金額、住所、会社名、氏名等、必要な事項がすべて記入されたものを<br>有効なものとして取り扱う。  |  |  |  |  |
| (2)   (2)   (3)   (4) | 入札書に記載する金額は、総額(長期継続契約対象案件の場合は期間の総額、概算契約案件の場合は予定数量による総額)を記載すること。ただし、これによらない場合は、公告本文で別に定める。<br>客札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落む価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 |  |  |  |  |
| 3 7   | 入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札を行うこと  |  |  |  |  |
| 4 7   | 入札書は、公告本文に定めた時間までに指定の入札箱に投入すること   |  |  |  |  |
| (5) B   | <b>投入された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。</b>  |  |  |  |  |
|   | 代理人が入札に参加する場合は、入札に関する一切の権限を委任された委任状を持参すること。<br>ただし、代表者が記名・押印した入札書を使者が持参し、投入する場合は委任状を不要とする。  |  |  |  |  |
| 5. 再度入札 (1) 開札の結 る。その   | 「果、落札候補者がいないときは、再度の入札を直ちに行う。なお、回数については基本1回とす<br>方法については、その都度本市から指示ずる。   |  |  |  |  |
| (2) 代理人が  | 『再度入札に参加する場合は、入札に関する一切の権限を委任された委任状を持参すること。  |  |  |  |  |
| 6. 入札の無効 次の場合のいずれ   |   |  |  |  |  |
| (1) 大阪市契  | 大阪市契約規則(昭和39年規則18号)第28条第1項各号の一に該当する入札   |  |  |  |  |
| (2) 1に定め  | 1に定める入札参加資格を有しない者がした入札  |  |  |  |  |
| (3) 大阪市旭  | l区役所所定の入札書を用いないでした入札  |  |  |  |  |
| (4) 同一入札札   | について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入   |  |  |  |  |
| (5) 再度入札  | の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札   |  |  |  |  |
| (6) 指定する  | 日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札   |  |  |  |  |

|                     | :   | 事後審査型制限付一般競争入札(業務委託) 紙入札公告【共通事項・旭区役所】   |  |  |  |
|---------------------|---|---|--|--|--|
|                     | (7)   | 3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札   |  |  |  |
| 7. 入札参加資            | (1)   | 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。   |  |  |  |
| 格の審査及び落札者の決定        | (2)   | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって第3位までの審査順位を決定する。ただし、第4位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第3位までと同様にくじによって審査順位を定める。   |  |  |  |
|                     | (3)   | 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。  |  |  |  |
|                     | (4)   | 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。   |  |  |  |
|                     |   | ① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落<br>札決定を通知するものとする。   |  |  |  |
|                     |   | 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。   |  |  |  |
|                     | (5)   | (3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日((4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌日(翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ)の勤務時間(職員の勤務時間等に関する規則第2条第2項に定める勤務時間。以下同じ)内に提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書(落札候補者用)を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。 |  |  |  |
|                     | (4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理<br>札候補者に通知する。 |   |  |  |  |
|                     | (7)   | 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。  |  |  |  |
|                     |   | 開札後から落札決定までの間に、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。  |  |  |  |
|                     | (8)   | ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。  |  |  |  |
|                     |   | ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。  |  |  |  |
|                     | (9)   | 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。<br>辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。  |  |  |  |
| 8. 落札の決定<br>日       |   | I<br>、て、落札の決定日は公告本文に定める。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合は、必要な審<br>至を行ったのち決定するものとする。  |  |  |  |
| 9. 入札保証金<br>及び契約保証金 | (1)   | 入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除<br>ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100<br>分の10に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契<br>約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。  |  |  |  |
|                     |   | 契約保証金<br>契約金額(単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を<br>1年当たりの額に換算した額)の100分の10以上納付<br>ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。  |  |  |  |

| 事後審査型制限付一般競争入札(業務委託) 紙入札公告【共通事項・旭区役所】 |     |  |  |  |  |  |
|---------------------------------------|-----|--|--|--|--|--|
|                                       | (2) | 1)   | 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提<br>出したとき   |  |  |  |
|                                       | (2) | 2  | 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、長期継続契約に係る実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約の実績と認める。 |  |  |  |
|                                       |     | 3  | 契約金額(単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額)が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき   |  |  |  |
| 0 7. 0 lih                            | (1) | 提出された資格審査資料及び根拠資料等は、入札に関する審査・調査以外に使用しない。   |  |  |  |  |
| 9. その他                                | (2) | 契約条項を示す場所 公告本文にある契約・入札担当   |  |  |  |  |
|                                       | (3) | 契約書作成の要否 要   |  |  |  |  |
|                                       | (4) | 大阪市側の都合等により、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。   |  |  |  |  |
|                                       | (5) | 仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合<br>る。  |  |  |  |  |
|                                       | (6) | 入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないよう充分留意するこ<br>落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとる。 |  |  |  |  |
|                                       |     |  |  |  |  |  |
|                                       | (7) | 1)   | 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている  |  |  |  |
|                                       |     | 2  | 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき  |  |  |  |
|                                       | (8) | 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外持置を受けたときは、契約の解除を行う。                                |  |  |  |  |
|                                       | (9) |  | 告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程、事後審限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。   |  |  |  |